

【医療 DX 推進体制整備加算の算定】

初診時に月 1 回に限り 8 点を算定致します。

※オンライン請求を行っております。

※オンライン資格確認を行う体制を有しています。

マイナ保険証推奨

当院は医療 DX 推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。

マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります

※また、電子処方箋を発行する体制を本年秋頃から開始予定です。

【医療情報取得加算】

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票などを通じて患者さんの診療情報を取得、活用し、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

2024 年 6 月より医療情報取得加算として以下の通り、診療報酬点数を算定します。

マイナ保険証を利用する場合

初診時：1 点

再診時：1 点 ※3 月に 1 回

マイナ保険証を利用しない場合

初診時：3 点

再診時：2 点 ※3 月に 1 回

正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いします。

※オンライン資格確認を行う体制を有しています。

※正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【一般名処方加算】

※当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

【明細書発行体制等加算】

※当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【長期処方・リフィル処方箋について】

当院では患者さんの状態に応じ

- ・28日以上長期処方を行うこと
- ・リフィル処方箋を発行すること

のいずれも対応も可能です。

※長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。